

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
北千里高等学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="454 510 1495 741"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 510 655 615">品種</th> <th data-bbox="655 510 917 615">品目 商品名</th> <th data-bbox="917 510 1181 615">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1181 510 1308 615">数量</th> <th data-bbox="1308 510 1495 615">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 615 655 741" rowspan="2">家具什器類</td> <td data-bbox="655 615 917 663">ちゅう房器具</td> <td data-bbox="917 615 1181 741" rowspan="2">令和4年3月20日</td> <td data-bbox="1181 615 1308 741" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1308 615 1495 741" rowspan="2">132,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="655 663 917 741">ウォータークーラー</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	ちゅう房器具	令和4年3月20日	1	132,000円	ウォータークーラー	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>検出事項について、速やかに備品出納簿への記載を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額										
家具什器類	ちゅう房器具	令和4年3月20日	1	132,000円										
	ウォータークーラー													

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年2月2日)